

3349号 2015年02月23日

税務の動向

生産性向上税制 期限までに証明書が間に合わなくても申告を

期限後でも証明書の提出は可能

(05頁)

生産性向上設備投資促進税制では、いわゆるA類型で適用を受けるケースが多い。この場合、取得した設備が産業競争力強化法上の先端設備に該当することについて、工業会等から証明書を取得し、それを税務署に提出できる。証明書を早めに取得しておきたいところだが、証明書の申請から発行までに時間がかかり、申告期限までに証明書を取得できないケースもあるようだ。

この点、証明書の提出は適用要件ではないため、明細書を添付して申告さえしておけば、期限後に証明書を提出しても同税制の適用上なら問題ないとのことだ。

明細書の添付は必須

生産性向上設備投資促進税制では、青色申告法人が特定生産性向上設備等の取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除のいずれかを選択適用できる([措法42の12の5](#))。同税制は租税特別措置法に規定されているため、いわゆる当初申告要件が付されている。

「生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(別表六(二十一))」、「特定生産性向上設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(特別償却の付表(七))」、こうした明細書を申告書に添付することが必要だ([措法42の12の5⑪⑫⑬](#))。

証明書の添付は適用要件ではない

同税制の対象となる特定生産性向上設備等としては、A類型(先端設備)とB類型(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)があるが、A類型では、産業競争力強化法上の先端設備に該当することについて、工業会等から証明書の発行を受けることができる。

同税制の適用を受けるには、申告書に明細書を添付することが必要となるものの、A類型における証明書の添付は法令上の適用要件にはされていない。この点、国税庁HP「タックスアンサーNo.5455」や「特別償却の付表(七)の記載の仕方」によれば、あくまでも証明書は同税制の適用を受けられる設備であることの“参考”となるもので、発行を受けた場合にはその写しを添付することが求められている。また、同税制の適用を受けるには、産業競争力強化法上の先端設備に該当することだけでなく、税法上の「生産等設備を構成すること」や「最低取得額以上であること」という要件も満たしていることが必要だ。

証明書の添付は適用要件でない以上、証明書を申告期限までに取得できなかったとしても、明細書を添付して申告さえしておけば、要件を満たす設備については同税制が適用できる。期限後に証明書を提出しても加算税等が課されることもなく、問題なく税務署で受け付けられるという。この場合、証明書を会社に保存しておいてもよいが、税務署も先端設備であることについて証明書を参考にするため、調査等で指示されてから提出するより、期限後であっても提出しておいた方がいいだろう。